

## 12月支援会議資料からの素案の主な変更箇所

(\_\_\_\_\_は12月の支援会議でいただいた意見に関連する事項)

※ページ数はパブリックコメント時の素案ではなく、2月支援会議資料の素案のページ数

- P2 計画策定の趣旨の中で新しいプラン名である「ひのっ子若者みらいプラン」に込めた願いを計画書の中に追記します。

「すべての人の個性や人格が尊重され、子ども若者が自分らしく生きることができる環境をつくっていく中で、次の世代に日野の「みらい（未来）」をつないでいく、また、子育てをする親や子どもや若者を見守る地域の人々が子どもや若者に「みらい（未来）」を託し、子どもや若者が明るく希望のある「みらい（未来）」に向かっていける日野のまちにしていこう、という願いが込められています。」

- P3 計画策定の趣旨の中でSDGsと本計画との関係性を記載します。

「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。このSDGsについて、国では「こどもまんなか実行計画2024」（令和6年5月こども政策推進会議）において、SDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施していくこと、若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むこと、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組むことを掲げています。日野市は令和元年（2019年）7月に東京都内で初めて「SDGs未来都市」に選定されており、子ども・子育て支援に関する施策がSDGsと関連性の強い項目が多いことを踏まえ、市では本計画に掲げる施策を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでまいります。」

- P45 地域福祉計画（素案）を受けて、基本理念の部分に「地域共生社会」実現の視点があることを追記します。

「市では、地域福祉分野において、「地域共生社会」の実現を目的として掲げ、複雑・複合化する課題を抱える人を支援するための取り組みを推進してきました。しかしながら、支援者が支援の現場において、従来の縦割りによる支援制度の枠組みと多種・多様な支援ニーズとのギャップにより、「支援のしづらさ」を感じる場面が少なからずあります。そのような中、社会福祉法（令和3年4月施行）の改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、それまで地域で積み上げてきた支援の仕組みをベースに、3つの支援（属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施することとしています。社会構造や暮らしが変化していく中で、同じ地域で暮らす全ての人々が、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、従来の制度や分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、それぞれが役割を持って参画することで人と人、人と地域、人と社会がつながり、そのつながりが住民一人ひとりの暮らしを支え、生きがいを生み出す地域共生社会の実現を目指しています。これからの「地域福祉」において、包括的な支援体制構築の先に地域共生社会の実現が考えられています。」

- P57 事業名「医療的ケア児支援事業」は「保育園における医療的ケア児支援事業」に修正します。
- P57 発達障害のある子どもへの支援部分  
 修正前「子どもの発達及び生活の連続性に配慮し、グループトレーニングや子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりを進めます。」  
 →修正後「子どもの発達面・行動面等に配慮し、子どもとその家族への支援や子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりを進めます。」
- P57 専門指導事業の部分  
 修正前「■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグループトレーニングを実施。」  
 →修正後「■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング（SST）等を実施。」
- P60 多様な保育・教育の場づくりの部分  
 事業名「保育園」は「認可保育所」に修正します。  
 事業名「事業所内保育」は事業内容の整理統合で削除とし、待機児童の解消に寄与している事業として新たに、事業名「認証保育所」及び「認可外保育施設」を追加（継続事業）
- P68 事業名「子どもの学習等支援事業補助金」は「無料塾（子どもの学習等支援事業補助金）」に修正します。
- P75 事業名「子どもの貧困解消対策基本方針の推進」は「子どもの貧困対策に関する基本方針の推進」に修正します。
- P88 【認定こども園の設置】に関する記述を追記します。  
 認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や利点をあわせ持ち、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる施設です。認定こども園の設置については、日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会の検討内容や保育所と幼稚園のニーズ量、地域の実情などを踏まえて、事業を行う者と相互に連携し、協議、検討していきます。
- P108 施策の実施状況の点検

計画の進捗管理の方法について、毎年度の実績報告と目標設定を行うことがわかるような記載を追加し、PDCA の図も追加してより明確な表現とした。

その他、第 5 章の量の見込みに関する内容については、12 月時点では暫定的な内容であったため、別途審議事項にて報告いたします。